

一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び燕・弥彦総合事務組合財務規則（平成18年燕・弥彦総合事務組合規則第42号）第139条第1項の規定により一般競争入札を実施します。

平成23年6月3日

燕・弥彦総合事務組合  
管理者 燕市長 鈴木 力

1. 入札に付する事項

- |              |                                 |    |
|--------------|---------------------------------|----|
| (2) 工事名      | 一般廃棄物最終処分場増設事業クリーンセンター館野第2期本体工事 |    |
| (3) 工事場所     | 燕市 館野(クリーンセンター館野) 地内            |    |
| (4) 工期又は完成期限 | 平成25年3月19日                      |    |
| (5) 工種       | 土木一式工事                          |    |
| (6) 工事概要     | 擁壁等流出防止設備工事                     | 1式 |
|              | 遮水工事                            | 1式 |
|              | 集排水設備工事                         | 1式 |
|              | 雨水調整池工事                         | 1式 |
|              | 道路工事                            | 1式 |
|              | 付帯設備工事                          | 1式 |
| (7) 予定価格     | 事後公表                            |    |
| (8) 最低制限価格   | 設定する（予定価格に10分の7を乗じた額）           |    |

2. 入札に参加する者に必要な資格要件

この工事は、次の(1)から(8)までの資格要件をすべて満たすものとし、特定共同企業体による5社での共同施工方式とし、結成にあたっては構成員が自主的に結成するものとする。また、構成員の出資比率は、組合構成市村に本社（店）を有する業者3者の場合は3者の合計で30%以上、4者の場合は4者の合計で40%以上とし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

- (1) 構成員は、公告日現在において平成23・24年度燕・弥彦総合事務組合建設工事等入札参加登録者名簿に登録されている者。
- (2) 代表者である構成員は、次のいずれかに該当すること。
  1. 当該工種の経営規模等評価結果通知書の総合評定値（以下「総合評定値」という。）が1,400点以上であり、かつ新潟県内に本社（店）をもつ者
  2. 組合構成市村に本店又は支店（営業所）をもつ2者で構成し、共に総合評定値が1,100点以上を有する、そのどちらかである者
- (3) 代表者である構成員は、建設業法の規定に基づき、当該工種に関し特定建設業の許可を受けている者。
- (4) 代表者である構成員は、平成8年4月1日以降に、国、地方公共団体発注の最終処分場造成工事（埋立地）若しくは同性能の産業廃棄物処理場造成工事（埋立地）を新設、又は増設工事を元請人または共同企業体の構成員として完成した実績のある者。
- (5) 代表者以外の構成員の3者以上は、公告日現在において組合構成市村に本社（店）を有しかつ総合評定値が700点以上である者。
- (6) 代表者以外の構成員の4者のうち1者については、組合構成市村に支店（営業所）をもち総合評定値が1,100点以上の者でもよい。
- (7) 構成員のうち1社が監理技術者を配置し、他の構成員は国家資格を有する主任技術者を配置できる者。
- (8) 本件工事の公告の日から入札日までの期間において、新潟県知事、燕市長、弥彦村長及び燕・弥彦総合事務組合管理者からの指名停止期間でない者。

特定共同企業体の構成方法は、別紙「特定共同企業体の構成方法」を参照してください。

### 3. 入札に関する事項

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 開札は入札終了後直ちに行い、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格で入札をした者のうち、最低の価格で入札をした者を落札者とする。  
最低制限価格を下回る価格で入札をした者は、再入札を実施する場合には参加することはできません。
- (4) 入札保証金 免除する。
- (5) 契約保証金 燕・弥彦総合事務組合財務規則第142条による。
- (6) 前金払 請求できる。
- (7) 部分払 請求できる。
- (8) 支払限度額 本工事は2か年の継続工事であるので、各年度毎の支払い限度額を設定する。
- (9) 工事費内訳書 入札時に提出を要する。（内訳書の提出のない入札書は無効とする。）

### 4. 入札日時及び場所

平成23年7月4日（月）午前10時00分 燕・弥彦総合事務組合 情報連絡室

### 5. 入札参加申し込みに必要なもの

入札参加希望者は、下記の書類を番号順に左端2箇所留めで提出してください。なお、特定共同企業体協定書は別冊で袋とじにしてください。提出部数は一部とする。（ の書類は原本の他写しを一部提出）

- (1) 提出書類
  - 一般競争入札参加資格申請書（様式第1号 特定共同企業体用）
  - 特定共同企業体入札参加資格審査申請書（様式第2号）
  - 構成員一覧表（様式第3号）
  - 配置予定技術者調書（様式第5号）（構成員全員）
  - 監理技術者資格者証（写）（様式第6号）
  - 監理技術者講習修了証（写）（様式第7号）
  - 最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（構成員全員）
  - 建設業の許可通知書の写し（構成員全員）
  - 国家資格合格証明書の写し（構成員全員）
  - 施工実績を確認できる書類（代表構成員 竣工時工事カルテ受領書等）
- 別冊 特定共同企業体協定書
- (2) 申請書類について  
燕・弥彦総合事務組合ホームページからダウンロードして申請してください。

### 6. 申込みの締め切り、参加資格の確認通知

- (1) 申し込みの締め切りは、平成23年6月16日（木） 午後5時まで
- (2) 参加資格の確認通知は、平成23年6月17日（金） 午後1時以降  
（郵送はしないので、申請者が燕・弥彦総合事務組合で直接通知書を受け取ってください。）

### 7. 設計図書等の貸出（CD）

- (1) 設計図書は、入札参加資格申請者のみに貸出するものとし、申請の日より入札日までの期間を貸出期間とします。（貸出CDは入札開始前に返却してください。）

## 8 . 設計図書等の質問・回答

- (1) 設計図書等の質問は、平成23年6月22日（水） 正午まで  
書面及びエクセルデータを燕・弥彦総合事務組合に直接持参してください。  
様式については、各特定共同企業体の任意様式とします。
- (2) 回答については、平成23年6月24日（金）午後5時までに燕・弥彦総合事務組合に掲載する。  
準備ができ次第、燕・弥彦総合事務組合のホームページ内の入札公告一覧のページに掲載します。

## 9 . その他

- (1) 下請施工及び工事資材調達は、可能な限り地元業者に発注するよう十分配慮してください。
- (2) この公告に定めるもののほか、入札の実施については、燕・弥彦総合事務組合財務規則等の関連する法令及び規則等の定めるところによる。
- (3) 入札参加申請に要する一切の費用は、申請者の負担とする。
- (4) 提出された入札参加申請書類等は、入札参加資格審査以外の目的に使用しない。
- (5) 提出された入札参加申請書類等は、返還しない。
- (6) 設計図書の貸出、参加申込書の配布・提出及び問い合わせ先  
〒959 - 0248 : 燕市吉田浜首408-1  
燕・弥彦総合事務組合 生活関連施設建設室  
電話 0256 - 92 - 1119

## 別紙

### 特定共同企業体の構成方法

※次のA・B・Cいずれかの組み合わせによる、5者の特定共同企業体で構成すること。

	新潟県内に本社(店)をもち、総合評定値が1,400点以上	組合構成市村に本店又は支店(営業所)をもち、総合評定値が1,100点以上	組合構成市村に本社(店)を有し、総合評定値が700点以上	左の組合構成市村に本社(店)の出資比率合計
A	1者(代表者)	1者	3者	30%以上
B	1者(代表者)		4者	40%以上
C		2者(1者が代表者)	3者	30%以上